

## 北海道科学大学大学院教職課程に関する規則

**第1条** この規則は、大学院学則第42条に基づき教育職員の免許に関する科目の単位の修得並びに履修についての基準を定める。

**第2条** 本大学院修士課程の修了者で所定の単位を修得した者は、次の種類の免許状を取得することができる。

専攻名	免許状の種類	免許教科
機械工学	高等学校教諭専修免許状	工業
電気電子工学	高等学校教諭専修免許状	工業
情報工学	高等学校教諭専修免許状	情報
建築学	高等学校教諭専修免許状	工業
都市環境学	高等学校教諭専修免許状	工業

**第3条** 前条の免許状を取得するためには、次に掲げる資格及び条件を満たさなければならない。

- (1) 高等学校教諭一種免許の授与資格を有する者。
- (2) 大学院修士課程の教科に関する科目を24単位以上修得しなければならない。

**第4条** この規則の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条は、平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条は、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条は、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条は、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、2019年4月1日から施行する。